

○滑川市小口事業資金のあっせん保証融資制度に関する要綱

昭和39年

(目的)

第1条 この要綱は、一般金融機関から通常の融資が困難な小規模事業者に対し、県及び市が一体となって小口事業資金の融資の円滑化を図り、もって小規模事業者の発展に資することを目的とする。

(資金措置)

第2条 市は、この制度の実施のための資金（以下「資金」という。）を、予算の範囲内で、市長が別に定める金融機関（以下「指定金融機関」という。）へ預託するものとする。

(預託期間及び預託利率)

第3条 市が指定金融機関に預託する資金の預託期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの範囲内とし、その預託利率は、指定金融機関と協議して定めるものとする。

(融資目標)

第4条 指定金融機関は、預託金の3倍に相当する額以上の融資を行わなければならない。

(融資対象)

第5条 この制度の対象となる小規模事業者は、次の表に掲げる小規模企業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営む者を除く。）のうち県税及び市税を完納しているものとする。

区分	一般小口枠	零細小口枠
融資対象	中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する小規模企業者	法第2条第3項第1号から第6号までに規定する小規模企業者

(融資条件)

第6条 融資の種類は、一般小口枠及び零細小口枠とし、融資の条件は、それぞれ次の表のとおりとする。

区分	一般小口枠	零細小口枠
資金使途	一般事業資金	同左
責任共有制度	対象	対象外
融資限度額	零細小口枠の融資残高との合計で2,000万円	既存の富山県信用保証協会（以下「協会」という。）の保証付融資残高との合計で2,000万円
融資期間	設備資金 6箇月以内の据置期間を含め7年以内 運転資金 6箇月以内の据置期間を含め5年以内（ただし、最近決算において2期連続して経営赤字を計上しており、かつ商工会議所又は中小企業支援センターにおいて経営指導を受けている場合は7年以内）	同左
融資利率	富山県中小商工業小口事業資金あっせん保証融資要綱（以下「県要綱」という。）が定める融資利率と同率	同左
担保及び保証人	原則として無担保とし、保証人については協会の取扱基準による。	同左
信用保証	すべて協会の保証を付するものとし、保証料は、県要綱が定める保証料率と同率とする。	同左
融資及び返済方法	指定金融機関の所定の方法	同左

	による。	
--	------	--

(申込み及び斡旋方法)

第7条 融資希望者は小口事業資金融資あっせん申込書(様式第1号)を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、小口事業資金保証融資あっせん依頼書(様式第2号)により、協会へあっせんするものとする。

(報告書の提出)

第8条 指定金融機関は、この制度による融資の状況について別紙様式により、毎月末現在の貸付状況を翌月10日までに、市に報告しなければならない。

(検査)

第9条 市長は、小口事業資金保証融資の運用について必要と認めたときは、指定金融機関及び協会の検査を行うことができる。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この制度の運用のため必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和39年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第50号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第77号の2）

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第62号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日告示第69号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年6月12日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の滑川市小口事業資金のあっせん保証融資制度に関する要綱の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。